

防府市工事費等内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。）及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札において、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札者の積算努力の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 防府市が発注する建設工事等のうち、競争入札に付する全ての建設工事等（以下「対象工事等」という。）について、工事費内訳書又は業務委託費内訳書（以下「工事費等内訳書」という。）の提出を求めるものとする。

(周知)

第3条 対象工事等である旨を防府市建設工事等競争入札執行事務要綱（昭和53年4月1日制定。以下「入札執行事務要綱」という。）第3条第1項の規定による通知、又は防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成12年2月14日制定）第3条若しくは防府市建設工事等受注希望型指名競争入札実施要綱（平成17年4月1日制定）第5条第1項の規定による公告（以下「指名通知等」という。）において明らかにするものとする。

(提出方法等)

第4条 電子入札による入札においては、防府市建設工事等電子入札実施要領（令和4年2月14日制定）第13条の規定により提出するものとする。ただし、紙入札での入札参加を認められた者は、電子入札における紙入札手順の規定により提出するものとする。

2 前項の規定により提出された工事費等内訳書は、書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

(工事費等内訳書の記載項目)

第5条 工事費等内訳書の記載項目は、防府市設計図書ダウンロード
頒布実施要領（平成27年4月1日制定）第4条（1）に規定する
設計図書において指定するものとする。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、防府市工事執行規則
(昭和52年11月22日制定) 第14条第12号に該当するもの
として当該入札者のした入札を無効とする。ただし、あらかじめ設
計図書において別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 工事費等内訳書の提出のないもの。
- (2) 第4条の規定によらずに提出されたもの。
- (3) 工事名又は業務名の記載のないもの又は誤りがあり工事又は
業務の特定ができないもの。
- (4) 入札者名の記載のないもの又は誤りがあるもの。
- (5) 工事費等内訳書の工事価格又は業務価格合計と各項目の合計
金額が一致していないもの。
- (6) 工事費等内訳書の工事価格又は業務価格合計と入札金額が一
致していないもの。
- (7) 工事費等内訳書の各項目が、第5条により防府市が指定した
記載項目を満たしていないもの。
- (8) 工事費等内訳書の各項目が空欄又は0円と記載のあるもの。
ただし、産業廃棄物税の項目において、これを計上する必要が
ない場合を除く。
- (9) 値引きの記載があるもの。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は平成27年5月25日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。